



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

## ○ 人事委員会規則

*21	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	..... 1
*22	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	..... 3
*23	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	..... 4
*24	教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	..... 5
*25	警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	..... 5
*26	勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則	..... 6
*27	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	..... 7

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第21号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 略</p> <p><u>(条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情)</u></p> <p>第2条の2 <u>条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>(<u>条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合</u>)</p> <p>第3条 <u>条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u></p> <p>(2) <u>常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該</u></p>	<p>第2条 略</p> <p>(<u>条例第2条の3第3号イの規則で定める場合</u>)</p> <p>第3条 <u>条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u></p> <p>(2) <u>常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該</u></p>

請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。ウにおいて同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合  
ア～エ 略

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)  
第3条の2 前条の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)  
第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(条例第2条の3第2号に規定する「地方等育児休業」をいう。以下この号において同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)  
第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする

請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。ウにおいて同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合  
ア～エ 略

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)  
第3条の2 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)  
第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間)前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)  
第5条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

する場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2. 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付)

第12条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)第37条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

(1)~(4) 略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額)の端数計算)

第13条 条例第26条の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付)

第12条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)第41条第1項の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

(1)~(4) 略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額)の端数計算)

第13条 条例第26条の規定に基づく給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4)~(12) 略</p> <p>(13) 職員の妻が出産する場合であってその出産</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4)~(12) 略</p> <p>(13) 職員の妻が出産する場合であってその出産</p>

予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(14)~(24) 略  
2~4 略

(介護休暇)

第15条 条例第15条第1項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

- (1) 略
- (2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2~8 略

第15条の2 略

予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(14)~(24) 略  
2~4 略

(介護休暇)

第15条 条例第15条第1項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

- (1) 略
- (2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2~8 略

第15条の2 略

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項第3号及び第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第23号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第13条の5 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業(公益的法人等派遣職員にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業) <u>(次に掲げる育児休業を除く。)</u> <u>をしている職員として在職した期間</u>については、その2分の1の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)</u>として在職した期間</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第13条の5 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業(公益的法人等派遣職員にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業) <u>をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)</u>として在職した期間については、その2分の1の期間</p>

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

(3)～(7) 略  
3～5 略

(3)～(7) 略  
3～5 略

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第24号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間) 第14条の5 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) 略 (2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益的法人等派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）（次に掲げる育児休業を除く。）<u>をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p><u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p><u>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p>(3)～(7) 略 3～5 略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間) 第14条の5 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) 略 (2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益的法人等派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）<u>をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(3)～(7) 略 3～5 略</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第25号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間) 第14条の5 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) 略 (2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益的法人等派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）（次に掲げる育児休業を除く。）<u>をしている警察官として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p><u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p><u>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p>(3)～(7) 略 3～5 略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間) 第14条の5 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) 略 (2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益的法人等派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）<u>をしている警察官（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である警察官を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(3)～(7) 略 3～5 略</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第26号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務期間) 第4条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益的法人等への職員の派遣</p>	<p>(勤務期間) 第4条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益的法人等への職員の派遣</p>

等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。第12号において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。第12号において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業（をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。））として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

(4)～(16) 略  
3～5 略

(4)～(16) 略  
3～5 略

(成績率)

第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。

(1) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 100分の190（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、100分の230）

(2) 略

第6条 基準日以前6か月以内の期間において、法第29条の規定による懲戒処分を受けた職員等の成績率は、人事委員会が別に定める割合を基本として任命権者が決定するものとする。

第7条 略

(成績率)

第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。

(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 100分の190（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、100分の230）

(2) 略

第6条 基準日以前6か月以内の期間において、地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分を受けた職員等の成績率は、人事委員会が別に定める割合を基本として任命権者が決定するものとする。

第7条 略

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第27号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給通知)</p> <p>第4条 <u>任命権者は、前条の書類を受理したときは、これを審査し、書類に不備がなく、かつ退職手当を受ける資格があると認めるときは、速やかに所属長を通じて請求者に対し裁定通知をなすものとする。</u></p> <p>(賃金日額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与が、<u>勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合において、前項の規定による額が、退職の月前6月に支払われた給与の総額を当該期間中に勤務した日数で除して得た額の100分の70に相当する額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、当該額をもって賃金日額とする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(受給資格証の交付)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 任命権者は、<u>第3項の規定により受給資格証を交付したときは、基本手当に相当する退職手当の支給状況等を明らかにするため、失業者の退職手当支給台帳(別記第4号様式)を作成し、これを保管しなければならない。</u></p> <p>(受給期間延長等の申出)</p> <p>第10条 <u>条例第13条第1項の規定による申出(以下この条において「受給期間延長等の申出」という。)は、受給期間延長等申請書(別記第5号様式)に受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>2 <u>受給期間延長等の申出は、条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他受給期間延長等の申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書の場合における受給期間延長等の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</u></p> <p>4 任命権者は、<u>受給期間延長等の申出をした者が条例第13条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書(別記第6号様式)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</u></p> <p>5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p> <p>(1) <u>受給期間延長等申請書の記載事項に重大な</u></p>	<p>(退職手当の支給通知)</p> <p>第4条 任命権者が前条の書類を受理したときは、これを審査し、書類に不備がなく、かつ退職手当を受ける資格があると認めるときは、速やかに所属長を通じて請求者に対し裁定通知をなすものとする。</p> <p>(賃金日額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与が、<u>労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合において、前項の規定による額が、退職の月前6月に支払われた給与の総額を当該期間中に労働した日数で除して得た額の100分の70に相当する額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、当該額をもって賃金日額とする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(受給資格証の交付)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 任命権者は、<u>第3項の受給資格証を交付したときは、基本手当に相当する退職手当の支給状況等を明らかにするため、失業者の退職手当支給台帳(別記第4号様式)を作成し、これを保管しなければならない。</u></p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 <u>条例第13条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書(別記第5号様式)に受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する申出は、条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</u></p> <p>4 任命権者は、<u>第1項に規定する申出をした者が条例第13条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(別記第6号様式)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</u></p> <p>5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p> <p>(1) <u>受給期間延長申請書の記載事項に重大な変</u></p>

変更があった場合 受給期間延長等通知書  
 (2) 条例第13条第1項に規定する理由がやんだ  
 場合 受給期間延長等通知書及び受給資格証  
 6 第1項ただし書の規定は、前項の規定による  
 書類の提出について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)  
 第11条 基本手当に相当する退職手当で条例第13  
 条第1項の規定によるものは、当該受給資格者  
 が第8条の規定による求職の申込みをした日か  
 ら起算して、雇用保険法第33条第1項の公共職  
 業安定所長の定める期間を基準として任命権者  
 が定める期間及び待期日数(条例第13条第1項  
 に規定する待期日数をいう。以下同じ。)に等  
 しい失業の日数を経過した後に支給する。

2～4 略

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)  
 第12条 受給資格者は、基本手当に相当する退職  
 手当の支給を受けようとするときは、任命権者  
 の指定する日に所属長の下に出頭して、基本手  
 当に相当する退職手当支給請求書(別記第7号  
 様式)、失業認定申告書(別記第8号様式)及  
 び受給資格証(以下これらを「支給請求書等」  
 という。)を任命権者に提出しなければならない  
 。

2～6 略

7 第10条第1項ただし書の規定は、第1項の規  
 定による支給請求書等の提出について準用する  
 。

(条例第13条第4項の人事委員会規則で定める  
 事業)

第12条の2 条例第13条第4項の人事委員会規則  
 で定める事業は、次の各号のいずれかに該当す  
 るものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念  
 し始めた日から起算して、30日を経過する日  
 が、雇用保険法第20条第1項各号に掲げる受  
 給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期  
 間に待機日数を加えた期間の末日後であるも  
 の
- (2) その事業について当該事業を実施する受給  
 資格者が第16条第1項第1号アに規定する就  
 業手当又は同号イに規定する再就職手当の支  
 給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資  
 格者が自立することができないと任命権者が  
 認めたもの

(条例第13条第4項の人事委員会規則で定める  
 職員)

第12条の3 条例第13条第4項の人事委員会規則  
 で定める職員は、次の各号のいずれかに該当す  
 るものとする。

- (1) 条例第13条第1項の規定により雇用保険法  
 第20条第1項第1号に規定する離職の日とみ  
 なされた退職の日に事業を開始し、同日後に  
 当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものと  
 して任命権者が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第12条の4 条例第13条第4項の規定による申出  
 (以下この条において「特例申出」という。)は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書そ  
 の他同条に規定する職員に該当することの事実  
 を証明することができる書類及び受給資格証を

更があった場合 受給期間延長通知書  
 (2) 条例第13条第1項に規定する理由がやんだ  
 場合 受給期間延長通知書及び受給資格証  
 6 第1項ただし書の規定は、前項の場合につい  
 て準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)  
 第11条 基本手当に相当する退職手当で条例第13  
 条第1項の規定によるものは、当該受給資格者  
 が第8条の規定による求職の申込みをした日か  
 ら起算して、雇用保険法第33条に規定する期間  
 及び待期日数(条例第13条第1項に規定する待  
 期日数をいう。以下同じ。)に等しい失業の日  
 数を経過した後に支給する。

2～4 略

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)  
 第12条 受給資格者は、基本手当に相当する退職  
 手当の支給を受けようとするときは、任命権者  
 の指定する日に所属長の下に出頭して、基本手  
 当に相当する退職手当支給請求書(別記第7号  
 様式)、失業認定申告書(別記第8号様式)及  
 び受給資格証(以下これらを「支給請求書等」  
 という。)を任命権者に提出しなければならない  
 。第10条第1項ただし書の規定は、この場合  
 について準用する。

2～6 略

添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

- 2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第13条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 任命権者は、特例申出をした者が条例第13条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項の規定により準用する第10条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
  - (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
  - (2) 条例第13条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 5 第10条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による特例申出及び前項の規定による書類の提出に、第10条第3項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第13条 受給資格者は、雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届（別記第9号様式。以下「受講届」という。）及び公共職業訓練等通所届（別記第10号様式。以下「通所届」という。）に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。

- 2 略
- 3 受給資格者は、第1項の受講届及び通所届の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて任命権者に提出をしなければならない。
- 4 略
- 5 第10条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による受講届及び通所届の提出並びに第3項の規定による届書の提出について、第12条第5項後段の規定は、第1項の規定による受講届及び通所届の提出について準用する。

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第14条 受給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に公共職業訓練等受講証明書（別記第11号様式）及び受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第13条 受給資格者は、雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届（別記第9号様式。以下「受講届」という。）及び公共職業訓練等通所届（別記第10号様式。以下「通所届」という。）に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第10条第1項ただし書及び前条第5項後段の規定は、この場合について準用する。

- 2 略
- 3 受給資格者は、第1項の受講届及び通所届の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて任命権者に提出をしなければならない。第10条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 略

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第14条 受給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に公共職業訓練等受講証明書（別記第11号様式）及び受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第10条第1項ただし書及び第12条第5項後段の規定は、この場合

(1)～(3) 略

2 略

3 第10条第1項ただし書の規定及び第12条第5項後段の規定は、第1項の規定による請求書の提出について準用する。

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)  
第15条 受給資格者は、条例第13条第11項第3号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給請求書(別記第14号様式)に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2 略

3 第10条第1項ただし書の規定及び第12条第5項後段の規定は、第1項の規定による請求書の提出について準用する。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)  
第16条 受給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第10条第1項ただし書の規定及び第12条第5項後段の規定は、第1項の規定による請求書の提出について準用する。

について準用する。

(1)～(3) 略

2 略

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)  
第15条 受給資格者は、条例第13条第11項第3号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給請求書(別記第14号様式)に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第10条第1項ただし書及び第12条第5項後段の規定は、この場合について準用する。

2 略

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)  
第16条 受給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。第10条第1項ただし書及び第12条第5項後段の規定は、この場合について準用する。

(1)～(3) 略

2 略

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

別記第5号様式 (第10条、第12条の4関係)

受給期間延長等申請書				
1 申請者	氏名			受給資格証番号
	住所又は居所			
2 退職年月日	年 月 日			
3 この申請書を提出する理由	(1) 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため。 (2) 事業を開始等したため。  具体的理由 <span style="font-size: 2em;">{</span>			
4 3(1)の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
5 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
職員の退職手当の支給に関する規則第10条第1項・第12条の4第1項の規定により、上記のとおり申請します。 年 月 日 任命権者  <div style="text-align: right;">申請者氏名</div>				
※ 処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで			
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 5 欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものであること。
- 3 ※印欄には、記載しないこと。

別記第6号様式(第10条、第12条の4関係)

受給期間延長等通知書			
申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	(1) 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため。 (2) 事業を開始等したため。 具体的理由 ( )		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了日	年 月 日		
職員の退職手当の支給に関する規則第10条第4項・第12条の4第3項の規定により、この通知書を交付します。 年 月 日 任命権者 <div style="text-align: right;">印</div>			

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 3 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 4 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、失業者の退職手当受給資格証に添えて、この通知書を提出すること。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式 (第13条関係)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届

年 月 日

任命権者  
様  
氏 名

職員の退職手当の支給に関する規則第13条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

受給資格者に関する事項	氏 名	受給資格証番号	第 号
	住所又は居所		

公共職業安定所の名称	指 示 年 月 日	年 月 日
------------	--------------	-------

公共職業訓練等に関する事項	種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
		職種	期 間		昼夜間の別	昼間・夜間	

受講開始年月日	年 月 日	終了予定年月日	年 月 日
---------	-------	---------	-------

※ この欄の記載事実が誤りがないことを証明する。

年 月 日  
公共職業訓練等施設所在地  
施 設 名  
施設長職氏名 印

寄宿に関する事項	寄 宿 の 事 実		有 ・ 無	寄宿開始年月日		年 月 日	
	寄宿前の住所又は居所						
	家 族 の 状 況	氏 名	受給資格者との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居		

(添付書類)  
失業者の退職手当受給資格証

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この届出書の記載事項について変更があったときは、速やかに届け出ること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。